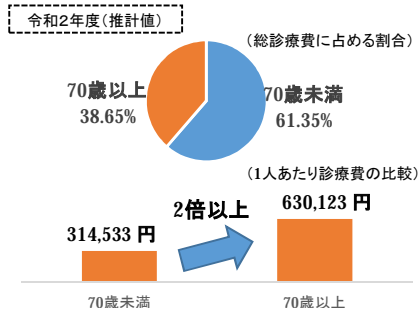


国保事業の状況

令和2年度国民健康保険料

〇 保険料の状況

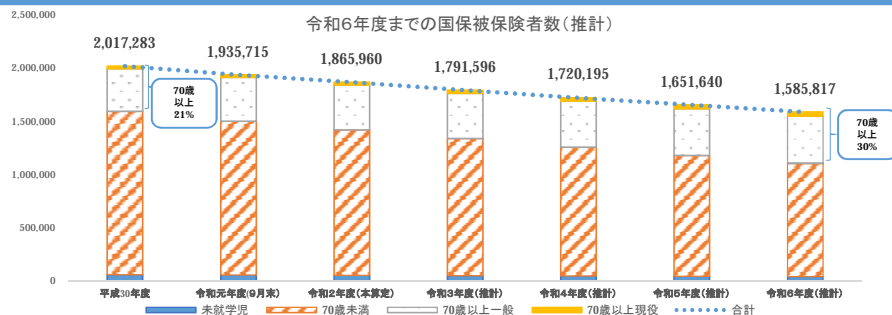
府内平均一人あたり保険料(理論値)  
 ・令和元年度: 139,669円  
 ・令和2年度: 148,247円  
 (伸び率6.14%)  
 《激変緩和措置後》142,844円  
 (伸び率2.50%)



〇 保険給付費の伸びとその要因

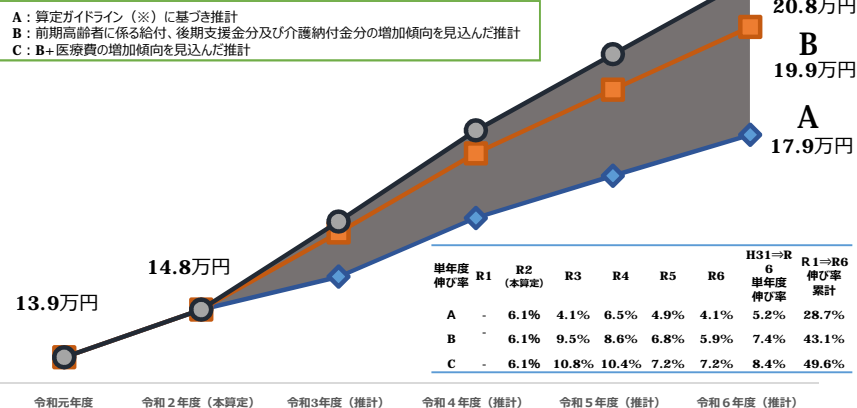
高齢者割合の増加による自然増  
 →総診療費に占める70歳以上の割合が約4割。  
 →この世代の診療費単価が約2倍

令和6年度までの国保被保険者数と一人当たり保険料額の傾向分析



一般被保険者数が大きく減少していくが、70歳以上の割合は増加していくことが見込まれる。被保険者数の減少に伴い、保険給付費総額は減少するが、被保険者に占める高齢者の割合の増加により、一人当たりの保険給付費は今後も増加していく傾向であると考えられる。

大阪府一人当たり保険料額の傾向分析(推計)



2024(令和6)年度までの一人当たり保険料額の推計における増高リスクを3パターンに分けて行い、その結果、令和元年度の一人当たり保険料額と比較して、最大約49.6%、最小でも28.7%増加する見込みとなった。

府の取組みの視点

負担の公平をめざし、保険料率の完全統一を実現  
 > 保健事業・医療費適正化のさらなる取り組み(国インセンティブの活用)  
 > 統一保険料率との乖離幅の計画的な縮小

保健事業・医療費適正化の推進

保険者努力支援制度の獲得状況

〇 保険者努力支援制度の府及び市町村分の評価

・交付見込額は、対令和元年度比、約4.5億円増。うち市町村指標の都道府県単位評価が大きく約4.4億円の増

【保険者努力支援制度(市町村分)】

	令和元年度	令和2年度	
	得点率(%)	得点率(%)	
府内市町村平均	45.8(21.6~68.2)	47.7(37.1~62.8)	
主な評価指標	特定健診	6.7(0.0~50.0)	2.2(▲28.6~35.7)
	特定保健指導	14.4(0.0~100.0)	9.3(▲50.0~100.0)
	がん検診	3.1(0.0~33.3)	4.3(36.4~96.4)
	重症化予防	66.9(0.0~100.0)	77.1(0.0~100.0)
	インセンティブ	62.1(0.0~100.0)	77.3(72.7~100)
	後発医薬品使用割合	7.6(0.0~85.0)	6.4(0.0~37.5)

【保険者努力支援制度(都道府県分)】

	令和元年度		令和2年度
	一人あたり交付額順位	得点率(%)	得点率(%)
合計	46位	55.7	41.3
①市町村取組	45位	40.0	49.1
②医療費水準	34位	0.0	0.0
③都道府県取組	15位	97.1	61.7

(注釈)

【保険者努力支援制度(市町村分)】  
 ・体制構築加点を含まない(令和2年度廃止)  
 ・得点率下段( )内は、府内市町村間の最低値と最高値  
 【保険者努力支援制度(都道府県分)】  
 ・体制構築加点を含む(令和2年度廃止)

大阪府による市町村支援

国保ヘルスアップ支援事業による支援

【市町村保健事業への介入支援事業】

> 学識経験者とともに、データ等を活用しながら、地域の保健課題や背景を明らかにして、対応策を検討

見える化支援ツールの提供



【糖尿病性腎症重症化予防アドバイザー事業】

> 糖尿病性腎症重症化予防事業に取り組みしていない市町村を中心に、アドバイザーを派遣し、課題の明確化や、専門医・地区医師会(かかりつけ医)・市町村のネットワーク構築を支援

健康アプリ「アスマイル」府内全域への展開

> 個人インセンティブ、日々の健康情報(歩数・BMI等)の見える化により、府民の主体的な健康づくりを促進する  
 > 市町村との共同事業化により努力支援制度のポイント獲得に寄与



国の予防・健康づくり支援交付金の充実(R2年度~) **新**

【人生100年時代を見据え、予防・健康づくり事業を抜本的に強化】(総額550億円)

> 事業費分(250億円)…交付上限額の拡充、重点事業の位置づけ[府・市町村とも]  
 > 事業費運動分(300億円)…重点事業の取組状況や事業評価を踏まえ配分

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定

> 令和2年度における検討予定スケジュール

- (1) 令和2年6月以降 広域化調整会議等にて検討開始
- (2) 令和2年秋頃 府内市町村への意見聴取 (国民健康保険法第82条の2第6項)
- (3) 令和2年11月 大阪府国民健康保険運営協議会への諮問 (国民健康保険法第11条第1項)
- (4) 令和2年12月 次期大阪府国民健康保険運営方針策定 (国民健康保険法第82条の2第1項)
- (5) 令和3年1月 令和3年度国民健康保険事業費納付金本算定
- (6) 令和3年4月1日~令和6年3月31日 次期方針対象期間